

	事業	質問	回答
1	(1)	スポーツ団体は、競技、チーム、プロ、アマチュアなどの制限はありますか。また、アマチュアであれば、年代やカテゴリーの指定はありますか。	いずれも制限はございません。
2	(1)	応募事業主体は、競技団体と民間事業者どちらを主体とすべきでしょうか。	どちらを主体としていただいても構いません。ただし、本事業はスポーツ団体の収益源確保を前提としていることがポイントとなります。
3	(1)	データ活用事業のサービスは既にできているが収益化ができてない取組について、本事業において提案の対象となりますか。	対象となります。全くの新規事業である必要はありません。ただし、既存プラットフォームを使った延長線上の取組は対象外となります。新たにイノベーションを創出しているかが、事業のポイントとなります。
4	(1)	1つの法人から(1)事業に複数提案することは可能でしょうか。	はい。可能です。
5	(1)	「地域活性を目的としたクラブトークンの販売による収益源の確保」において、例えばトークン発行にかかる原資コストについても事業費から拠出可能という理解でよろしいでしょうか。	提案内容を見ての判断になります。
6	(1)	他競技への横展開については、他競技団体と協議のうえ、課題や方策についてまとめることでよろしいでしょうか。	はい。御認識のとおりです。他競技への横展開については、ヒアリング等による調査をしたうえ、課題や方策をまとめてください。
7	(1)	スポーツ団体との連携において、団体担当者からの賛同が得られているといった程度でもよろしいでしょうか。または、連携協定書の締結等が必要でしょうか。	連携協定書の締結までは求めませんが、スポーツ団体担当者からの賛同を得るだけでなく、企画提案書に沿った取組ができるよう計画・体制を申請してください。
8	(1)	スポーツ団体の収益源確保について、競技人口の増加に資するものであり、登録料・大会出場料の増加が見込めるといった内容の認識で相違ありませんでしょうか。また、する機会の提供を想定した場合、当該イベントへの参加自体で収益を得る必要がありますでしょうか。	はい。御認識のとおりです。スポーツ団体の大会運営をした場合、参加者を増やすことで収益源の確保に直結することが考えられます。企画提案書では、収益源確保のスキームを分かりやすく記載してください。
9	(1)	本事業で構築したシステムなどの著作権はスポーツ庁に帰属する理解ですが、事業者側に帰属させることは可能でしょうか。	案件ごとに相談となります。申請いただく場合は、事務処理要領に添付されている申請用紙を別途提出してください。
10	(1)	事業の仕組みの中で、(独自開発するのではなく)一部既存のソフトウェアを活用することは可能でしょうか。	一部既存のソフトウェアを活用することは問題ありません。企画提案書では、事業のどこに新規性があるのかわかるように記載してください。
11	(2)	会議の開催回数について、既に第1回実施済みであり、第2回開催の予定も決まっていると思いますが、それらを含めずに契約締結後から20回の開催という認識でよろしいでしょうか。	はい。御認識のとおり、契約締結後(4月以降)から20回程度を想定しています。また、20回はあくまでも目安として考えていただくとともに、正確な回数については、議論の状況を見ながら、スポーツ庁と採択事業者で相談して進める予定です。
12	(2)	ワーキンググループの委員への謝金は、委託事業者からの謝金計上となりますでしょうか。	事業内でスポーツ庁と相談の上決定します。
13	(2)	会議形式は、対面でしょうか。また、貴庁の会議室を利用することは可能でしょうか。	会議形式は、ハイブリッド形式を想定しています。開催場所は、原則役所のスポーツ庁等の会議室を想定していますが、確保できない場合は外部利用の可能性もありますので御留意ください。
14	(2)	会議のアジェンダは貴庁が決め、事業者は会議を運営するという理解でよろしいでしょうか。	はい。御認識のとおりです。
15		申請書類について、企画提案書以外にも補足資料の添付は可能でしょうか。	はい。可能です。
16		来年度のスポーツ庁の他の事業において採択されている団体であっても、事業内容が重複していない別の取組に関して当該事業に申請することが可能か。	はい。事業内容が異なる場合は申請可能です。
17		事業実施における人件費は事業経費に含めて問題ないか。	はい。可能です。ただし、事務処理要領の第5条に記載の書類全ての提出が要件となり、提出された作業日報等から事業に必要な日数と認められた稼働日数分を対象とします。
18		事業実施におけるシステム開発費は事業経費に含めて問題ないか。	はい、可能です。
19		企画提案書P1「代表者役職・氏名」記載欄は、会社法における代表権を有するものという理解でよろしいでしょうか。事業担当者の記載ではないという理解でよろしいでしょうか。	はい、御認識のとおりです。事業担当者は、別途責任者・事務担当欄に記載してください。
20		誓約書における「社名及び代表者名」記載欄は、会社法における代表権を有するものという理解でよろしいでしょうか。	はい、御認識のとおりです。
21		企画提案書「事業の目標と得られる成果の設定」につきまして、右欄は「事業の目的」と記載があります。右欄には目標を記載することでよろしいでしょうか。	はい、御認識のとおりです。目標を記載してください。